

《参考資料4》

橋本市下水道排水設備指定工事店条例施行規程

平成31年4月1日

上下水道事業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、橋本市下水道排水設備指定工事店条例(平成18年橋本市条例第201号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条の規定により指定工事店の指定を受けようとする者及び引き続き指定工事店の指定を受けようとする者は、水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定する期間に、下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)に、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)、選任責任技術者名簿(様式第3号)その他の添付書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(指定工事店証)

第3条 条例第4条第1項に規定する下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)は、様式第4号とする。

2 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第5号)を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

(指定工事店の遵守事項)

第4条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は適正な価格で施行し、また、工事契約は、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (4) 工事は、橋本市下水道条例(平成18年橋本市条例第200号)第5条及び橋本市農業集落排水処理施設管理条例(平成18年橋本市条例第174号)第7条に規定する確認を受けた後に着手すること。
- (5) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計し、及び施行しないこと。
- (6) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は当該排水設備の使用者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (7) 施行した工事について、管理者から必要な報告又は資料の提出を求められたときは、

これに応じること。

- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めること。

(異動の届出等)

第5条 条例第8条の規定による届出は、下水道排水設備指定工事店(廃止・休止・再開)届(様式第6号)又は下水道排水設備指定工事店異動届(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第8条に規定する管理者が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 役員に異動があったとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 選任する責任技術者に異動があったとき。
- (5) 電話番号等に変更があったとき。

(責任技術者の登録)

第6条 条例第10条第1項の規定により責任技術者の登録を受けようとする者及び条例第14条第2項の規定により引き続き責任技術者の登録を受けようとする者は、下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

(責任技術者試験)

第7条 条例第11条に規定する管理者が指定する責任技術者試験は、公益社団法人日本下水道協会和歌山県支部が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験とする。

(責任技術者証)

第8条 条例第12条第1項に規定する下水道排水設備工事責任技術者証は、様式第9号とする。

2 責任技術者は、氏名又は住所に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは、速やかに下水道排水設備工事責任技術者異動届(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。

3 責任技術者は、責任技術者証を毀損し、又は紛失したときは、速やかに下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書(様式第11号)を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

(責任技術者の登録の更新)

第9条 条例第14条第2項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録期間満了日までに公益社団法人日本下水道協会和歌山県支部が実施する更新講習を受講しなければならない。

- 2 登録更新を受けようとする者は、管理者が指定する期間に下水道排水設備工事責任技術者登録申請書を管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の期間に申請書を提出しなかった者は、登録の更新を受けることができない。ただし、管理者が特別な理由があると認めた者については、この限りでない。

(手数料)

第10条 条例第18条第1項に規定する手数料は、申請又は登録の際に徴収するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月25日上下水管規程第22号)

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月3日上下水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年11月29日上下水管規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月25日上下水管規程第8号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月17日上下水管規程第3号)

この規程は、令和6年9月17日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・更新)

(あて先)橋本市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

下水道排水設備指定工事店の指定を受けたいので、橋本市下水道排水設備指定工事店条例施行規程第2条の規定により次のとおり申請します。

ふりがな 名 称	
ふりがな 代 表 者 氏 名	
営業所所在地	〒 電 話 () — F A X () —
指 定 番 号 (更新の場合)	第 号

[添付書類]

- 1 橋本市下水道排水設備指定工事店条例第2条第1項第3号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- 2 法人にあっては商業登記事項証明書等、定款の写し、個人にあってはその住民票の写し
- 3 申請者（法人の場合は代表者）の経歴書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)
- 5 選任責任技術者名簿(様式第3号)
- 6 下水道排水設備指定工事店証の写し(更新の場合)

様式第2号(第2条関係)

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

平面図

申請者 _____

面積 m^2

付近見取図

(注)

- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚添付すること。
- 2 平面図は、開口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

様式第3号(第2条関係)

選 任 責 任 技 術 者 名 簿

申請者 _____
申請日現在

ふ り が な 氏 名	住所	登録番号	摘要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

[添付書類]

- 1 選任する責任技術者全員の責任技術者証の写し
- 2 選任を確認できるものとして、次のうちいずれか一つ
 - (1) 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(国民健康保険証は除く。)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
 - (4) 上記により難い場合は、その他管理者が必要と認める書類

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証

橋本市長 

次の者を、橋本市下水道排水設備指定工事店条例第4条第1項の規定により、橋本市下水道排水設備指定工事店として指定したことを証する。

指定番号	第 号
指定工事店名 (商号又は名称)	
営業所所在地	
代表者氏名	
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

(あて先)橋本市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次のとおり再交付を申請します。

指定番号	第 号
指定工事店	
代表者氏名	電 話() — FAX() —
営業所所在地	〒 電 話() — FAX() —
【理由及び経過説明】 ----- ----- ----- ----- ----- -----	

[添付書類]
指定工事店証(毀損した場合)

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店(廃止・休止・再開)届

(あて先)橋本市長

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次のとおり下水道排水設備指定工事店を(廃止・休止・再開)しましたので、橋本市下水道排水設備指定工事店条例施行規程第5条第1項の規定により届け出ます。

指定番号	第 号
指定工事店 (商 号)	
代表者氏名	電 話() — FAX() —
営業所所在地	〒 電 話() — FAX() —
廃止、休止、再開 年月日	年 月 日から 年 月 日まで
【理由及び経過説明】 _____ _____ _____	

[添付書類]

- 1 指定工事店証
- 2 選任責任技術者の責任技術者証の写し

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店異動届

(あて先)橋本市長

指 定 番 号 第 号
指定工事店(商号)
代 表 者 氏 名
電 話 番 号 ()

異動事項	新	旧
ふりがな 商号(組織)		
添付書類	商業登記事項証明書等(法人のみ)、指定工事店証	
異動事項	新	旧
ふりがな 氏名(役員)		
添付書類	商業登記事項証明書等(法人のみ)、指定工事店証、経歴書 条例第3条第1号に規定する書類、住民票の写し(法人の場合は除く。)	
異動事項	新	旧
責任技術者の変更		
添付書類	選任者の責任技術者証、選任責任技術者名簿(様式第3号)	
異動事項	新	旧
住居表示の変更		
添付書類	住民票の写し又は住居表示変更通知書(法人の場合は商業登記事項証明書等でも可) 指定工事店証	
異動事項	新	旧
電話番号等		
添付書類	なし	
異動事項	新	旧
営業所移転		
添付書類	営業所の平面図及び写真並びに付近見取図、商業登記事項証明書等(法人のみ) 指定工事店証	

様式第8号(第6条関係)

年 月 日

下水道排水設備工事責任技術者登録申請書
(新規・更新)

(あて先)橋本市長

申請者 住所

氏名

責任技術者の登録を受けたいので、橋本市下水道排水設備指定工事店条例施行規程第6条の規定により次のとおり申請します。

ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	〒 電 話() — F A X() —
登 録 番 号 (更新者のみ)	第 号
勤 務 先	所在地 〒 名 称 電 話() — F A X() —

[添付書類]

- 1 住民票の写し
- 2 条例第11条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
- 3 写真(申請日から6月以内に撮影した上半身・脱帽のもの、縦3cm×横2.4cm)2枚
- 4 責任技術者試験合格証の写し(新規登録者の場合)
- 5 責任技術者証及び更新講習受講修了証の写し(登録更新の場合)

下水道排水設備工事責任技術者証

(表)

下水道排水設備工事責任技術者証		
氏 名		
生年月日	年	月 日
現 住 所		
写 真	有効期限	年 月 日
	登録番号	第 号
	交付日	年 月 日
	橋本市長	印

(裏)

※注意事項

1 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

2 責任技術者は、当該責任技術者が担当した工事が竣工したときは、管理者が実施する完了検査に立ち会わなければならない。

3 排水設備の工事に関する業務に従事するときは、本証を常に携帯し、市の職員その他の関係人の要求があったときは提示しなければならない。

4 本証を毀損し、又は紛失したときは直ちに再交付を受け、住所又は氏名に異動があったときは届け出なければならない。

5 登録を停止され、又は取り消されたときは、本証を速やかに提出し、又は返納しなければならない。

様式第10号(第8条関係)

年 月 日

下水道排水設備工事責任技術者異動届

(あて先)橋本市長

届出者 登録番号 第 号

氏 名

次のとおり異動がありましたので、橋本市下水道排水設備指定工事店条例施行規程第8条第2項の規定により届け出ます。

新住所	〒		
	電話番号() —		
旧住所	〒		
	電話番号() —		
ふりがな 新氏名		ふりがな 旧氏名	

[添付書類]

- 1 住民票の写し(氏名及び住所又は住居表示の変更の場合)
- 2 責任技術者証
- 3 写真(申請日から6月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm)2枚

様式第11号(第8条関係)

年 月 日

下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書

(あて先)橋本市長

申請者 住 所
氏 名

次のとおり申請します。

ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 電話番号() —
登 録 番 号	第 号
勤 務 先	所在地 〒 名 称 電 話() —
理 由	

[添付書類]

- 1 住民票の写し
- 2 写真(申請日から6月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm)2枚
- 3 責任技術者証(毀損した場合)

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第3条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第6条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第8条関係)

様式第11号(第8条関係)